

# 第9回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 2月27日(火) 午後 4時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 2月27日(火) 午後 4時00分
2. 閉会時間 令和 6年 2月27日(火) 午後 4時51分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 14名  
1番 北浦 守金      2番 田上 豊      3番 森 浩則  
4番 稲田 勝      6番 林田 靖仁      7番 田浦 秀子  
8番 尾崎 栄      10番 入江 敏昭      11番 森本 勝也  
13番 北尾 健一郎      14番 祐田 久男      17番 金子 利範  
18番 廣瀬 光徳      19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 5名  
5番 水本 正一郎      9番 松崎 慎太郎      12番 米田 公明  
15番 林田 了星      16番 太田 武春
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名  
中央 稲田 俊夫      三会 福島 真一      戸田 稲田 浩敏
7. 報告事項  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について  
報告第2号 使用貸借解約通知書について  
報告第3号 農業用施設届について
8. 議案  
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第4号議案 非農地証明願について  
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について  
第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第9回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 水本 正一郎 委員、9番 松崎 慎太郎 委員、12番 米田 公明 委員、15番 林田 了星 委員、16番 太田 武春 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、8件 19筆 15,030.89平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、7件 21筆 11,165.71平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 農業用施設届について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、1件 1筆 40平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 ……委員の退場を求めます。

（……委員退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、田 2筆 2,055平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,508.71平方メートルで、農機具は、トラクター2台、動力噴霧器2台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は45年の農作業歴があります。

母から贈与を受け、申請地も含め、水稻、スイカ、人参を作付けしており問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

…番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

第1号議案の1番は、許可することに決定しましたので、……委員に報告します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、田 4筆 1, 204平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、39, 192平方メートルで、農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は39年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営んでおり、父から贈与を受けるとのことです。申請地も含め、水稻、飼料作物を作付けしており問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 697平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,792平方メートルで、農機具は、耕運機4台、消毒機1台、草刈機2台、軽トラック1台、管理機3台、動噴2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、妻と農業を営んでおり、申請地も含め、馬鈴薯、胡瓜、玉葱、柿、みかんを作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定によ

る許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 524平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、17, 852. 09平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴2台、管理機1台、キャリア1台、人参掘機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、30年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、大根、人参を作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地2,594平方メートルに、木造平屋建貸家13棟を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております。

また、建設予定の建物と東側の農地の距離が近く、日照に影響があると思います。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

現地調査員から農地の日照に影響があると思われるとの意見がありましたので、県へ送付する意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局

県へ送付する意見書について説明します。

隣接農地の所有者及び耕作者から、転用に関して異議はないとの承諾書をいただいておりますので、意見書に添付して提出します。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

申請人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地91平方メートルに、排水調整施設を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は水路、東側は道路、南側は雑種地、西側は農地となっております。

切土造成し、排水調整施設として計画されているため、問題なしと見て参りました。

審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地1, 093平方メートルを譲り受け、ドッグラン用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は雑種地、西側は山林となっております。

切土及び盛土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、申請地747平方メートルを譲り受け、露天駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで、申請地495平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで、申請地465平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は別件農地転用申請地、東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集 8 ページ、5 番に記載のとおりで、申請地 339 平方メートルを譲り受け、木造二階建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は別件農地転用申請地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第 3 号議案の 5 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 3 号議案の 5 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集 8 ページ、6 番に記載のとおりで、申請地 386 平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、7番に記載のとおりで、申請地920平方メートルを譲り受け、木造平屋建福祉施設を建築し、貸したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

す。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。  
申請地は……の一角にあり、北側は山林、東側は雑種地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、8番に記載のとおりで、申請地359平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日

常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番について説明します。

本件については、許可なく農地に農業用施設を建築していたため県と協議をした結果、簡易手続相当の違反案件との判断がありましたので、追認許可申請を行おうとするものです。

使用借人及び使用貸人は、議案集9ページ、9番に記載のとおりで、申請地934平方メートル

ルを借り受け、堆肥保管庫、農業用倉庫及び残渣置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、農業用施設に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は道路、西側は水路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集11ページ、1番に記載のとおりで、昭和46年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は山林、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集12ページから16ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 16件 43筆 34,840平方メートル、耕作権の再設定 4件 6筆 7,729平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 17ページに記載のとおりで、3件 8筆 5,422平方メートルです。

合計で23件 57筆 47,991平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の18ページから20ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、44筆、36,771平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、13名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請

してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第9回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第9回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時51分